

令和7年度版

源泉所得税

実務のポイント



は し が き

会社が事業活動をしていくうえで関係してくる税金にはさまざまなものがあります。そのうち、経理関係者として、判断を求められる回数の多いものの1つに源泉所得税があります。

所得税は、その所得者が税額を自分で計算して申告する「申告納税制度」を原則としていますが、10種類ある所得の中で、給与所得、退職所得、雑所得のうちの公的年金等、利子所得、配当所得、事業所得のうちの報酬・料金等については、「源泉徴収制度」が採用され、その所得の支払者がその所得の支払時に所得税を徴収して、徴収後の金額をその所得者に支払うとともに、徴収した税額をその支払者が国に納税する仕組みがとられています。

なお、この制度を適正に維持するため、源泉徴収義務者であるその所得の支払者が、源泉徴収すべき所得が存在していたにもかかわらず、源泉徴収をして納税を行っていない場合には、その所得の支払者にペナルティが科される仕組みとなっています。

したがって、個人に係る所得税ではありますが、法人においても、どんな場合に源泉徴収をしないといけないのか、また、源泉徴収の対象となる所得にはどういうものが含まれるのか等について、源泉徴収漏れを生じないように十分な知識が必要になります。

また、令和7年度は所得税の基礎控除や給与所得控除のほか、扶養親族等の所得要件が見直されるとともに、特定親族特別控除が創設されるなど、さまざまな改正が行われました。源泉徴収事務は、令和7年11月までは現行のままでですが、12月からは改正後の取扱いになりますので、十分確認しながら進めていかなければなりません。

本冊子が、より適正な源泉徴収事務の一助になれば幸いです。

本冊子の発行にあたっては、税理士の三輪厚二先生にご執筆いただき、ご協力を得ました。厚く御礼申し上げます。

CONTENTS 目次

第Ⅰ章 紙与所得からの源泉徴収

1	源泉所得税のあらまし	3
2	紙与所得者の源泉徴収に係る税制改正	4
3	紙与を支給するときの税額計算	6
4	アルバイト等に紙与を支給するとき	8
5	通勤費の取扱い	10
6	配偶者控除と配偶者特別控除の改正	12
7	納期の特例とは	14
8	会社が源泉徴収した所得税を納付し忘れた場合	15
9	賞与を支給するときの税額計算	16
10	役員報酬の一部を未払にした場合	18
11	役員報酬を辞退した場合	20

第Ⅱ章 退職所得からの源泉徴収

12	退職金を支給するとき	22
13	勤続年数の計算方法	24
14	死亡退職金を支給するとき	26

第Ⅲ章 支払報酬・非居住者からの源泉徴収

15	司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき	28
16	外国人労働者に紙与を支給するとき	30
●	源泉徴収税額表の使い方	巻末

◆本冊子の内容は、令和7年7月1日現在の法令等によっています。

1

源泉所得税のあらまし

Q

源泉徴収制度とは、どのような内容の制度ですか。

A

給与等の一定の所得を支払う際には、その所得を支払う者が所得税額等を計算し、支払金額からその所得税等を徴収して国に納付しなければならないという制度です。

給与や利子、配当、税理士等への報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額等を計算し、支払金額からその所得税額及び復興特別所得税額を差し引いて国に納付する制度を「源泉徴収制度」といいます。

所得の支払者は、原則として全てが源泉徴収義務者になりますが、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人が支払う給与等や退職手当等、一定の報酬・料金等については、源泉徴収しなくてよいこととなっています。また、給与や退職金の支払が発生しない税理士報酬などの報酬・料金のみを支払う個人が報酬・料金を支払う場合も、源泉徴収の必要はありません。

なお、源泉徴収の対象になる所得は、所得の支払を受ける者が、①居住者、②内国法人、③非居住者及び外国法人のいずれに該当するかによって、その対象となる所得の種類が定められています。

*

*

本冊子では、このうち、居住者に支払う給与等、退職手当等、報酬・料金等及び非居住者に支払う給与等で国内勤務等に基づくものについて解説しています。

詳細は、国税庁「源泉徴収のしかた」（令和7年版）と併せてご活用ください。

給与所得者の源泉徴収に係る税制改正

Q

令和7年度の税制改正では、給与所得者の源泉徴収に関する改正がいろいろ行われたそうですが、どのようになりましたか。

A

主な改正には、基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の見直しなどがあります。

1

基礎控除・給与所得控除

基礎控除と給与所得控除は、それぞれ次のようになりました。基礎控除は令和7年、8年の時限的措置と恒久的措置が講じられています。給与所得控除は、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

基礎控除

給与収入金額 ^{*1, 2}	基礎控除額		
	改正前	改正後	
		令和7・8年分	令和9年分以後
200万3,999円以下	48万円	95万円	58万円
200万3,999円超 475万1,999円以下		88万円	
475万1,999円超 665万5,556円以下		68万円	
665万5,556円超 850万円以下		63万円	
850万円超 2,545万円以下		58万円	
2,545万円超 2,595万円以下		48万円	
2,595万円超 2,645万円以下		32万円	
2,645万円超 2,695万円以下		16万円	
2,695万円超		0円	

給与所得控除

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	55万円	
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% -10万円	65万円
180万円超 190万円以下	収入金額×30% +8万円	
190万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円	

*1 給与収入金額は、合計所得金額を給与収入換算した金額です。他に所得がある場合は、表の金額とは異なります（次ページ②③についても同じです）。

*2 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

2 特定親族特別控除

居住者が特定親族^{*1}を有する場合は、その居住者の総所得金額等から、以下の表の金額が控除できる特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の給与収入金額 ^{*2}	特定親族特別控除額
123万円超 150万円以下	63万円
150万円超 155万円以下	61万円
155万円超 160万円以下	51万円
160万円超 165万円以下	41万円
165万円超 170万円以下	31万円
170万円超 175万円以下	21万円
175万円超 180万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	3万円

*1 特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入金額123万円超188万円以下）の人をいいます。

*2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

3 扶養親族等の所得要件

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が以下のようになりました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^{*1} (給与収入金額 ^{*2})	
	改正前	改正後
扶養親族	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

*1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

*2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 令和7年分の源泉徴収事務における取扱い

上記の改正は、令和7年分以後の所得税に適用されますが、令和7年分の源泉徴収事務においては、令和7年11月までは現状のまま、12月以後、以下のよう流れになります。

- ① 新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員に「令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらいます。
- ② 「特定親族特別控除」を受けようとする従業員に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出してもらいます。
- ③ 令和7年分の年末調整を行って、改正前の源泉徴収税額との精算を行います。

注 令和8年分の源泉徴収事務においても、基礎控除の引上げについて58万円を超える分（最高37万円）については、年末調整又は確定申告での精算が必要となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

3

給与を支給するときの税額計算

Q

給与を支給する場合の源泉徴収税額は、どのように計算するのですか。

A

「給与所得の源泉徴収税額表」の月額表又は日額表の甲欄、乙欄（日額表にはさらに丙欄があります）を使用して計算します。

「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表と日額表）の甲、乙、あるいは丙のいずれの欄を適用するかは、給与の支給形態や「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」）の提出の有無によって定められています。

1

月額表を使用する場合

具体的には、「月ごと」「半月ごと」「10日ごと」「月の倍数ごと」に給与を支払うものは月額表を使用します。

また、扶養控除等申告書の提出がある場合は甲欄を、ない場合は乙欄を適用します。

設例 1 甲欄を適用する場合

- 給与等の額（社会保険料等控除後） 350,000 円
- 扶養親族等の数 2 人
- 「扶養控除等申告書」の提出 あり

[税額計算]

- ① 「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）*の“その月の社会保険料等控除後の給与等の金額”欄で、社会保険料等控除後の給与等の額 350,000 円を含む“350,000 円以上 353,000 円未満”の行を求め、その行と「甲」欄の“扶養親族等の数 2 人”的部分と交わるところに記載されている税額を見ます。
- ② この金額 7,210 円が、給与等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額となります。

設例 2 乙欄を適用する場合

- 給与等の額（社会保険料等なし） 80,000 円
- 「扶養控除等申告書」の提出 なし

[税額計算]

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額 80,000 円が社会保険料等控除後の金額になります。
- ② 「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）* の “その月の社会保険料等控除後の給与等の額” 欄で、社会保険料等控除後の給与等の額 80,000 円を含む “88,000 円未満” の行を求める、その行の「乙」欄を見ます。
- ③ “その月の社会保険料等控除後の給与等の額の 3.063 % に相当する金額” となっていますので、 $80,000 \text{ 円} \times 3.063 \% = 2,450 \text{ 円}$ (1 円未満端数切捨て) が、給与等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額となります。

2 日額表を使用する場合

「毎日」「週ごと」「日割り」に給与を支払うものは日額表を使用します。日額表を使用する場合も、月額表と同じ要領で行います。

ただし、日雇賃金の支払については、上記、扶養控除等申告書の提出の有無にかかわらず、丙欄を適用します。

3 ベースアップ等に伴い給与をまとめて支給する場合

この場合には、定められた支給日又はベースアップの効力が生じた日の属する月に支給する通常の給与と差額分の給与を合計した金額を「給与所得の源泉徴収税額表」に当てはめて源泉徴収税額を計算します。

なお、この方法によりますと、源泉徴収税額が多額になることがありますので、数か月分の差額を一括して一時に支給するような場合には、その差額分を臨時的な給与として、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」*を用いて計算してもよいことなっています。

*令和 7 年 1 月 1 日以後の源泉徴収は、令和 7 年分の「源泉徴収税額表」を使用してください。

また、この表には所得税の他に復興特別所得税が含まれています。

4

アルバイト等に給与を支給するとき

Q

アルバイトやフリーター（アルバイト等）に対し
て給与を支給する場合、控除する源泉徴収税額は、
どのように求めるのですか。

A

雇用期間が2ヶ月以内の場合は日額表の丙欄、それ
以外は月額表（支払形態に応じて月額表又は日額表）
を使って源泉徴収税額を求めます。

1

アルバイト等に対する源泉徴収

アルバイト等に対する雇用形態はさまざまなケースがありますが、所得税等の源泉徴収について特別な取扱いはありません。正社員に対する扱いと同じです。

なお、給与等の額が日額により定められる場合であっても、月ごとにまとめて支払うことと定められているときは、たとえ欠勤等により1ヶ月分に満たない給与等を支払う場合であっても、月額表を適用することになります。

具体的には、次のとおりです。

月額表を適用する場合	<ul style="list-style-type: none">・通常の月給・日給月給・半月ごとや10日ごとに支払う給与
日額表を適用する場合	<ul style="list-style-type: none">・通常の日給・週給・2日ごとや5日ごとなどのように日割りで支払う給与・中途入社又は中途退社した月給者に日割り計算で支払う給与

なお、①雇用期間が2ヶ月以内と定められている人に対して、②日給又は時間給を支給する場合（延長や再雇用の場合は、2ヶ月を超える部分を除きます）には、日額表の丙欄を適用して源泉徴収してもよいこととなっています。ただし、この場合には、日給9,300円未満であれば源泉徴収の必要はありません。

2 週給の場合の源泉徴収

週給など、月額表を適用できない給与から源泉徴収する場合は、その給与の日割り額を日額表に当てはめて税額を求め、これにその日割り額の計算の基礎となった日数を乗じて計算します。

① 社会保険料等控除後の給与等の金額（週給）を7日で割って日割り額を求める。



② 日額表から①で求めた日割り額に対する税額を求める。



③ ②で求めた税額を7倍した金額が源泉徴収税額となる。

3 通勤費の取扱い（→次ページ 5 参照）

通勤手当の非課税限度額は、その人の通勤手段や通勤距離等の事情に照らし最も経済的、かつ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃のうち、1か月15万円に達するまでの金額とされています。

この1か月15万円という金額は、月額で給与等を受け取る人のみに対する非課税限度額ではありません。アルバイト等のように勤務日数が1か月に満たない人であっても同様に適用がありますので、非課税限度額を日割り計算する必要はありません。

4 賃金の追加払を受ける場合

アルバイト等が臨時に支払を受ける給与等は、原則として、その支払を受ける日の通常の給与等に含めて源泉徴収税額を計算します。ただし、既往の賃金の追加払であることが明らかな場合には、追加支給後の給与に対する税額から当初支給した給与に対する税額を差し引いた税額（増差税）の合計額とすることが認められます。

5 1回の就労時間が長時間である場合

1回の就労が著しく長時間であり、隔日の就労が通例である場合には、その1回の就労の対価は2日間就労した給与等とし、丙欄を適用して源泉徴収税額を計算します。

5

通勤費の取扱い

Q

通勤手当には、非課税限度額があるそうですが、どのような取扱いになっているのですか。

A

一定限度額までは非課税とされており、限度額は1か月当たり15万円です。

1

通勤費の取扱い

給与所得者の通勤費は、一般的に雇用者が負担していますが、この通勤費は、本来的にはその受給者の給与所得を構成するものです。しかし、通勤費が実費精算的なものであり、世間一般で支給されていることなどの理由から、所得税では通勤手当のうち通常必要と認められる一定限度額までは非課税とされています。

2

通勤手当の非課税限度額

給与所得者に対して通勤手当、また、通勤用定期乗車券を支給する場合は、通勤手当の区分に応じて次の金額までは課税がされません。

区分	非課税とされる金額
通勤のため交通機関又は有料道路を利用し、その運賃又は料金を負担することを常例とする人に支給する通勤手当	その人の通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額（1か月当たりの金額が15万円を超えるときは、15万円を限度とします）*
通勤のため交通機関のみを利用するなどを常例とする人（上記の場合を除きます）に支給する通勤用定期乗車券その他の乗車券	その人の通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による乗車券の価額（1か月当たりの金額が15万円を超えるときは、15万円を限度とします）*

* 新幹線利用による通勤でも合理的と認められますが、グリーン車料金は認められません。15万円を超えるかどうかは、消費税等を含んだところで判定します。

区分		非課税とされる金額（月額）
自動車・自転車等の利用者に対する通勤手当	通勤距離が片道 55 km以上の場合	31,600 円
	通勤距離が片道 45 km以上 55 km未満の場合	28,000 円
	通勤距離が片道 35 km以上 45 km未満の場合	24,400 円
	通勤距離が片道 25 km以上 35 km未満の場合	18,700 円
	通勤距離が片道 15 km以上 25 km未満の場合	12,900 円
	通勤距離が片道 10 km以上 15 km未満の場合	7,100 円
	通勤距離が片道 2 km以上 10 km未満の場合	4,200 円
	通勤距離が片道 2 km未満の場合	全額課税

注1 数か所に勤務する者に対する通勤手当については、それぞれの通勤日数に応じた合理的な運賃等を計算し非課税限度額を算出します。

注2 通勤手当を給与に含めて支給している場合は、非課税規定は適用されませんので、注意してください。

非課税とされる金額（月額）を超えて通勤手当を支給する場合は、その超える部分の金額が給与として課税されますので、この超える部分の金額を、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行います。

なお、月の中途中で通勤方法や距離が変更になった場合には、その月の1日現在の通勤距離に基づく金額を非課税限度額とする方法や、変更前と変更後のいずれか長い方の通勤距離に応じた金額を非課税限度額とする方法などが認められます。

3 通勤費を本給に含めているとき

通勤手当の非課税規定は、「通勤のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分」について適用があります。

「通常の給与に加算」せず、「給与に含めて」支給している通勤費相当額については、まず通勤手当の区分がないことになりますから、非課税規定は適用されません。ご注意ください。

COLUMN

給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、通勤手当のうち非課税となる金額は記入せず、非課税部分以外の金額を記入します。

6

配偶者控除と配偶者特別控除の改正

Q

令和7年度の税制改正では、配偶者控除や配偶者特別控除が改正されたそうですが、どのようになりましたか。

A

配偶者控除、配偶者特別控除は以下のようになりました。

1

配偶者控除額及び配偶者特別控除額

令和7年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、次のとおりです。

令和7年分の配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者 控除	配偶者の給与収入金額		納税者本人の給与収入金額		
	改正前	改正後	1,095万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	1,145万円超 1,195万円以下
103万円以下	123万円以下	38万円	26万円	13万円	
配偶者 特別 控除	103万円超 150万円以下	123万円超 160万円以下	38万円	26万円	13万円
	150万円超 155万円以下	160万円超 165万円以下	36万円	24万円	12万円
	155万円超 160万円以下	165万円超 170万円以下	31万円	21万円	11万円
	160万円超 166.8万円未満	170万円超 175万円以下	26万円	18万円	9万円
	166.8万円以上 175.2万円未満	175万円超 180万円以下	21万円	14万円	7万円
	175.2万円以上 183.2万円未満	180万円超 185万円以下	16万円	11万円	6万円
	183.2万円以上 190.4万円未満	185万円超 190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
	190.4万円以上 197.2万円未満	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
	197.2万円以上 201.6万円未満	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円
	201.6万円以上	201.6万円以上	—	—	—

注1 納税者本人の合計所得金額を給与収入換算した金額です。他に所得がある場合は、表の金額とは異なります。

注2 紳士者本人の合計所得金額が1,000万円（給与収入金額1,195万円）を超える場合は、配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。

注3 給与等又は公的年金等の源泉控除対象配偶者に係る控除の適用は、夫婦のいずれか一方しか適用できません。

2

配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法

給与所得の源泉徴収税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める場合は、納税者本人の合計所得金額が900万円以下で、かつ、生計を一にする配偶

者の合計所得金額が95万円以下の者（源泉控除対象配偶者）について、扶養親族等の数に1人を加えて計算します。また、同一生計配偶者（納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である人）が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人（同居特別障害者に該当する場合には2人）を加えて計算します。

なお、納税者本人の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の控除対象配偶者については、年末調整又は確定申告で配偶者控除の適用を受けることになります。

3 パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除は、年間の合計所得金額が58万円（給与収入金額123万円）以下の妻（又は夫）がいる場合に適用があり、最高38万円の控除が受けられます。一方、配偶者特別控除は、年間の合計所得金額が58万円を超える133万円以下（給与収入金額が123万円を超える201.6万円未満）の妻（又は夫）がいる場合に適用があり、その所得に応じて最高38万円が控除されるものです。

ただし、一般に夫（又は妻）の合計所得金額が1,000万円（給与収入金額1,195万円）超であるときは配偶者控除・配偶者特別控除ともに適用が受けられず、900万円超1,000万円以下（給与収入金額1,095万円超1,195万円以下）のときは満額の38万円の控除を受けることができませんので、注意してください。また、配偶者控除と配偶者特別控除は重複して適用することはできません。

4 103万円の壁問題と令和7年度の税制改正

パートで働く場合、一般に夫（又は妻）の同一生計配偶者となる範囲で就労する傾向が強く、この限度額は103万円（給与収入換算）でしたが、令和7年度の税制改正で123万円に引き上げされました。さらに、所得税の基礎控除の上乗せ措置が講じられたことにより、160万円（給与所得控除額65万円と基礎控除額95万円の合計額）まで所得税が非課税となりました。改正後は、妻（又は夫）の給与収入金額が160万円以下であれば、妻（又は夫）の所得税は非課税となり、かつ、夫（又は妻）の合計所得金額要件を満たしている場合は、夫（又は妻）の配偶者控除又は配偶者特別控除の満額控除の対象になることができます。

※上記は令和7年度の税制改正後の内容に基づいており、令和7年12月以後に適用されます。令和7年11月までの源泉徴収事務は、従来のものから変更はありません（➡5ページ参照）。

7

納期の特例とは

Q

源泉所得税の「納期の特例」とは、どういう制度ですか。

A

「納期の特例」とは、原則、給与等の支払日の翌月10日までに納付しなければならない源泉所得税及び復興特別所得税を、年2回にまとめて納付することができる制度です。この制度は、一定規模の法人に限り認められています。

1

納期の特例

「納期の特例」とは、給与等の支払を受ける者が常時10人未満*である源泉徴収義務者に限り、給与等や退職手当等、一定の報酬等から徴収した源泉所得税及び復興特別所得税を、次のように年2回にまとめて納付することができる制度です。

ただし、この制度の適用を受けるには、所轄の税務署長宛に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して、承認を受けなければなりません。

源泉徴収日	納付期限
1月分から6月分	7月10日
7月分から12月分	翌年1月20日

*「給与等の支払を受ける者が常時10人未満」かどうかは、給与等の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満かどうかで判定することとなっています。日々雇い入れる者を含めると平常10人以上になる場合は、適用できません。

なお、納期の特例の承認を受けていない源泉徴収義務者が12月に源泉徴収した源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、翌年1月10日ですので、間違いないようにしてください。

2

源泉所得税及び復興特別所得税の納税地

給与等の支払事務所等を移転した場合は、移転前の支払に対するものであっても、移転後の給与等の支払事務所等の所在地が納税地になります。

8

会社が源泉徴収した所得税を納付し忘れた場合

Q

会社が従業員の給与から源泉徴収した所得税を納付し忘れた場合、どうなりますか。

A

原則として、不納付加算税が課されますが、一定の場合には課されません。

1 原則的取扱い

給与等に係る源泉所得税は、原則として、当月分は翌月の10日までに納付しなければならず、納付しない場合は、不納付加算税の対象になります。

2 不納付加算税が課されない場合

ただし、その法定納期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合については、法定納期限から1ヶ月を経過する日までに納付をすれば、不納付加算税が課されないこととされています。

この場合の法定納期限までに納付の意思があったと認められる場合とは、法定納期限の属する月の前月末から1年前の日までの間に法定納期限が到来する源泉所得税について、次の①及び②に該当する場合をいうとされています。

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① | 納税の告知を受けたことがない場合 |
| ② | 納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実がない場合 |

つまり、この①及び②のいずれにも該当する場合は、期限内納付がなかった場合でも、法定納期限から1ヶ月を経過する日までに納付すれば、不納付加算税は課されないということです。

賞与を支給するときの税額計算

Q

賞与を支給する場合の源泉徴収税額は、どのように計算するのですか。

A

前月に支払った通常の給与の有無等により、計算方法が異なります。

原則、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」*によって求めますが、「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表) *を用いる場合もあります。これらの使い分けは、以下のとおりです。

1

前月に支払った通常の給与がある場合

前月中の給与の10倍を超える賞与がある場合を除き、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」*を使用します。「扶養控除等申告書」については、提出がある場合は甲欄を、ない場合は乙欄を適用します。

設例 1 前月に支払った通常の給与がある場合

●賞与の額（社会保険料等控除後）	1,000,000円
●前月に支払った通常の給与の額（社会保険料等控除後）	350,000円
●扶養親族等の数	2人
●「扶養控除等申告書」の提出	あり

[税額計算]

- ① 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」*の「甲」欄より、“扶養親族等の数2人”の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」が、社会保険料等控除後の賞与等の額350,000円を含む“312,000円以上369,000円未満”となる行の“賞与の金額に乗すべき率”を求めます。
- ② 賞与の額に①で求めた税率6.126%を乗じた金額が、源泉徴収すべき税額となります。

$$1,000,000円 \times 6.126\% = 61,260円$$

2

前月に支払った通常の給与がない場合

「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表)^{*}を使用します。甲欄と乙欄の使い分けは、上記①と同様です。

設例 2 前月に支払った通常の給与がない場合

- 賞与の額・扶養親族等の数・「扶養控除等申告書」の提出の有無については設例1と同じ

[税額計算]

- ① 賞与の額の6分の1の額を求めます。

$$1,000,000 \text{ 円} \div 6^{\text{*}} = 166,666 \text{ 円} \text{ (円未満切捨て)}$$

- ② 「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表)^{*}の“その月の社会保険料等控除後の給与等の金額”欄で、①で求めた額166,666円を含む“165,000円以上167,000円未満”的行を求め、その行と“甲”欄の“扶養親族等の数2人”的部分が交わるところに記載されている税額320円を求めます。

- ③ ②で求めた税額320円を6^{*}倍した額が、賞与から源泉徴収する税額となります。

$$320 \text{ 円} \times 6 = 1,920 \text{ 円}$$

^{*}賞与の計算期間が6か月を超える場合、上記6は12で計算します。

3

前月の給与の10倍を超える賞与の場合

「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表)^{*}を使用します。甲欄と乙欄の使い分けは、上記①と同様です。

賞与の額(社会保険料等控除後)が前月の給与の額(社会保険料等控除後)の10倍を超える場合は、賞与の額の6^{*}分の1相当額と前月の給与の額との合計額を、「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表)^{*}に当てはめて税額を求め、そこから前月の給与の額に対する源泉徴収税額を差し引いた金額に6^{*}を乗じた額が賞与から源泉徴収する税額となります。

^{*}賞与の計算期間が6か月を超える場合、上記6は12で計算します。

なお、賞与が分割して支払われる場合は、その分割して支払われる賞与の金額の合計額によって、賞与の額が10倍を超えるかどうかの判定をします。

*令和7年1月1日以後の源泉徴収は、令和7年分の「源泉徴収税額表」を使用してください。

また、この表には所得税の他に復興特別所得税が含まれています。

10

役員報酬の一部を未払にした場合

Q

資金繰りの関係で、役員に支給する報酬（給与）の一部を来月に延ばします。この場合には、源泉徴収はどうなりますか。

A

支給総額に対する税額のうち、支給する額に対応する税額だけを源泉徴収します。

1

源泉徴収するべき時期

所得税では、給与等の支払をする者が給与等の支給をする場合、その支払の際に、その給与等に係る所得税を源泉徴収しなければならないこととされています。

したがって、給与等の支給が確定していても、現実にその支払がされなければ源泉徴収の必要はなく、未払であれば、その未払の給与等を実際に支払う時に源泉徴収すればよいこととなります。

2

給与等の一部を支給する場合

給与等の一部を支給する場合は、次の手順で支給する額に対応する源泉徴収税額を計算します。

- ① 確定している支給総額に対する税額を求めます。
- ② ①で求めた税額を支給する金額で按分します。円未満が出た場合は、切り捨てます。
- ③ ②で求めた金額が納めるべき税額になります。

3

賞与の一部を支給する場合

賞与の一部を支給するという場合も給与等の場合と同じように、支給する額に対応

する源泉徴収税額を計算します。

手順は、次のとおりです。

- ① 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の「甲欄」で、「扶養親族等の数」と「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」に応じた「賞与の金額に乘すべき率」を求めます。
- ② 賞与の支給総額に①で求めた率を乗じて、賞与の支給総額に対する源泉徴収税額を求めます。
- ③ ②で求めた税額を支給する金額で按分します。
- ④ ③で求めた金額が納めるべき税額となります。

COLUMN

退職所得控除の調整規定等の見直し

令和7年度の税制改正により、以下の見直しが行われました。

- ① 老齢一時金以外の退職手当等の支払を受ける年の前年以前9年内に老齢一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限ります）の支払を受けた場合には、その老齢一時金について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象になりました。
- ② 令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等については、役員だけでなく、退職手当等の支払を受ける全ての居住者の退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならなくなりました。

COLUMN

ワーケーションに係る源泉徴収

従業員が出張に際し、休暇を取得して観光する場合（いわゆるワーケーション）の交通費と宿泊費は、次のように取り扱われます。

① 交通費の取扱い

従業員が出張に際し休暇を取得して観光をする場合であっても、その出張に係る旅行が業務の遂行上直接必要なものと認められる場合^{*}は、一般的に、その出張に係る往復の交通費は、その従業員に対する給与として課税されません。

* その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定されることとなります。

② 宿泊費の取扱い

会社が負担する宿泊費用については、その宿泊が業務の遂行上必要と認められるもので、通常必要と認められる金額のものであれば、従業員に対する給与として課税されません。

したがって、例えば業務遂行後の宿泊費用について、業務終了時間が遅く当日に帰宅することが困難であるなどの事情によるものではない場合は、その従業員に対する給与として課税されます。

11

役員報酬を辞退した場合

Q

会社の業績が悪化したので、役員報酬を辞退しました。源泉徴収はどうなりますか。

A

役員報酬の支給日前に受領を辞退した場合は源泉徴収が不要ですが、未払報酬を辞退する場合は源泉徴収しなければなりません。

1

収入金額の収入すべき時期と源泉徴収の時期

所得税法では、給与所得の収入金額は、その給与等の収入すべき権利が確定した年分に計上することとしており、給与所得に係る所得税等の源泉徴収時期は、原則として、源泉徴収の対象となる給与等の支払が現実に行われた時とされています。

2

役員報酬の辞退を受けた場合

源泉徴収は、給与等の支払が確定したものを現実に支払う時にしなければなりませんが、給与所得者がその受けるべき給与等の全部又は一部をその支給日前に辞退した場合には、その辞退した給与等は、給与所得とならず課税されないこととなっています。したがって、このような場合には、源泉徴収が不要になります。

3

受け取った報酬を返納する場合

役員がいったん受け取った報酬を返納するという場合は、すでに支給された報酬を返納するわけですから、当然、支給時には源泉徴収を行わなければなりません。

4 未払役員報酬の辞退を受けた場合

一方、給与等の支払者が、未払報酬の債務免除を受けた場合には、その債務免除を受けた時において、その給与の支払があったものとして源泉徴収を行うこととされています。したがって、役員等が未払役員報酬を辞退した場合には、会社はその報酬の受領の辞退を受けた時に、その未払役員報酬を支給したものとして所得税を源泉徴収しなければなりません。

ただし、未払役員報酬の辞退が、会社の債務超過の状態が相当期間継続しているため、支払ができないと認められる場合に行われるものであるときや、次のような特殊事情にあるため、立場上やむなく行われるような場合においては、その支払わないこととなつた部分について、源泉徴収の必要はないとされています。

①	会社が会社法の規定による特別清算開始の命令を受けたこと
②	会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと
③	会社が民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けたこと
④	会社が会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けたこと
⑤	会社が事業不振のため会社整理の状態に陥り、債権者集会等の協議決定により債務の切捨てを行ったこと

5 未払役員賞与の源泉徴収の特例

役員賞与は、支払の確定した日から1年を経過した日までの間に支払がない場合、その1年を経過した日において、支払があったものとみなすこととなっています。この場合には、実際に支払をしていなくても、源泉徴収税額を納めなければなりません。

なお、この場合の賞与とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいいます。

COLUMN

役員等に支給される交際費等

会社から役員や従業員に交際費、接待費等として支給される金品は、その支給を受ける者の給与等となります。ただし、会社の業務に使用すべきものとして支給されるもので、その事績の明らかなものについては、課税されません。

12

退職金を支給するとき

Q

退職金を支給する際の退職所得の金額の計算と源泉徴収は、どのようにするのですか。

A

源泉徴収は、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」により行います。

1

退職所得の源泉徴収

退職金に対する所得税の源泉徴収は、原則として、退職所得の金額を「退職所得の源泉徴収税額の速算表」(→13参照)に当てはめて計算した金額を徴収しますが、退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合は、退職金の額に20.42%を乗じた金額を徴収します。

2

一般の退職所得の金額

一般の退職所得の場合、退職所得の金額は次の算式で求めます。

一般の退職所得の金額 = (その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

退職所得控除額	勤続年数が 20 年以下	40 万円×勤続年数 (1 年未満端数切上げ)
	勤続年数が 20 年超	800 万円 + 70 万円×(勤続年数 - 20 年)

注1 求めた金額が 80 万円未満の場合は、80 万円とします。

注2 在職中に障害者になり、その後全く又はほとんど勤務に服さないで退職した場合には、100 万円を加算します。

ただし、勤続年数 5 年以下の法人役員以外の退職金については、次のように計算します。

収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300 万円の場合	収入金額 - 退職所得控除額 > 300 万円の場合
(その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	150 万円 (300 万円以下の部分) + {その年中の退職手当等の収入金額 - (300 万円 + 退職所得控除額)} (300 万円を超える部分)

3 特定の役員等の退職所得の金額

特定の役員等の退職所得の金額においても、次のような場合は、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とせず、次の算式で求めます。

特定役員退職手当等^{*1}に係る退職所得の金額

$$= \text{その年中の退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}$$

対象となる役員等は、次の人がです。

- ① 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ② 国會議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

* 1 特定役員退職手当等……役員等勤続年数^{*2}が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものです。

* 2 役員等勤続年数………退職手当等の支払を受ける人がその支払者の下において引き続き勤務した期間のうち、役員等として勤務した期間（役員等勤続期間）の年数（役員等として勤務した期間に1年未満の端数がある場合は、端数を切り上げます）をいいます。

4 一般退職手当等と特定役員退職手当等とがある場合

その年に一般退職手当等と特定役員退職手当等とがある場合の退職所得の金額は、次の金額①②の合計額（その年の一般退職手当等の収入金額が②の一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を①の金額から控除した残額）になります。

① 特定役員退職手当等の収入金額－特定役員退職所得控除額（次のイ＋口）

イ $40\text{万円} \times (\text{特定役員等勤続年数}^{\ast 1} - \text{重複勤続年数}^{\ast 2})$

口 $20\text{万円} \times \text{重複勤続年数}^{\ast 2}$

* 1 特定役員等勤続年数……特定役員退職手当等につき退職所得控除額に係る勤続年数の計算の規定により計算した期間（特定役員等勤続期間）の年数をいい、役員等勤続年数が5年以下である場合のその年数です。

* 2 重複勤続年数………特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間の年数をいいます。

② $(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{一般退職所得控除額}^{\ast 3})^{\ast 4} \times 1/2$

* 3 一般退職所得控除額……退職所得控除額から特定役員退職所得控除額を差し引いた額をいいます。

* 4 ①の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を差し引いた額となります。

13

勤続年数の計算方法

Q

退職所得を計算する場合の勤続年数は、どのように計算するのですか。

A

1年未満の端数は切り上げて1年として計算します。長期欠勤や休職の期間がある場合は、勤続期間に含めて計算します。

1

退職所得の源泉徴収税額

退職所得に係る源泉徴収税額は、一定の算式（→12参照）で求めた課税退職所得金額を退職所得の源泉徴収税額の速算表に当てはめて求めます。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和7年分）

課税退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額=((A)×(B)−(C))×102.1 %
195万円以下	5 %	—	((A)× 5 %) ×102.1 %
195万円超 330万円以下	10 %	97,500円	((A)×10 %− 97,500円)×102.1 %
330万円超 695万円以下	20 %	427,500円	((A)×20 %− 427,500円)×102.1 %
695万円超 900万円以下	23 %	636,000円	((A)×23 %− 636,000円)×102.1 %
900万円超 1,800万円以下	33 %	1,536,000円	((A)×33 %− 1,536,000円)×102.1 %
1,800万円超 4,000万円以下	40 %	2,796,000円	((A)×40 %− 2,796,000円)×102.1 %
4,000万円超	45 %	4,796,000円	((A)×45 %− 4,796,000円)×102.1 %

注1 退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1に相当する金額（1,000円未満の端数切捨て）を課税退職所得金額（A）の欄に当てはめて、税額計算を行います。

注2 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2

勤続年数の取扱い

勤続年数は、次ページにならって計算し、1年未満の端数は切り上げて1年とします。また、長期欠勤や休職の期間もこれらの期間に含めて計算します。

<p>① 退職者が、その支払者の下において就職の日から退職の日までの間に一時勤務しなかった期間がある場合</p>	<p>【勤続年数】 a + b (「一時勤務しなかった期間」とは、他の法人に勤務するための期間を指し、長期欠勤・休職期間とは異なります)</p>
<p>② 退職者が、その支払者の下で勤務しなかった期間に他の者 の下に勤務したことがある場合において、その支払者が退職 給与規程の定めにより「その退職金の額の計算の基礎とする 期間のうちにその他の者の下に勤務した期間を含めて計算す る」としている場合</p>	<p>【勤続年数】 a + b</p>
<p>③ 退職者がその支払者から前に退職金の支払を受けたことが ある場合</p>	<p>【勤続年数】 a (ただし、退職給与規程で前職期間を含めるとしている場 合は(b)も含みます)</p>
<p>④ 退職金とみなされるもの（退職一時金等）がある場合</p>	<p>【勤続年数】 その退職一時金等の額の計 算の基礎となった期間（組合 員等であった期間）</p>
<p>⑤ その年に2以上の退職金の支払を受ける場合</p>	<p>【勤続年数】 a + d その年に2以上の退職金 の支払を受ける場合は、それ ぞれの退職金について①～④ により計算した期間のうち最 も長い期間によります。 ただし、その最も長い期間 以外の期間のうちにその最も 長い期間と重複しない期間が あるときは、その重複しない 期間について①～④により計 算した期間のうち最も長い期 間に加算して計算します。</p>

14 死亡退職金を支給するとき

Q

先日、当社の従業員が事故で亡くなりました。遺族の方に退職金を支払うこととなりましたが、源泉徴収はどのようにになりますか。

A

死亡による退職金からは、所得税の源泉徴収はしません。

1

生前退職金と死亡退職金

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に支払を受ける一切の給与をいいますが、会社が退職手当等を支給する場合には、原則として、所得税の源泉徴収をしなければなりません。

ただし、死亡により退職した者の遺族が受ける退職手当等で、その死亡後に支給期の到来するもののうち、相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税が課税されないことになっていますので、この場合の退職手当等からは所得税の源泉徴収をしません。

なお、相続税の課税価格計算の基礎に算入される退職手当等とは、その支給が被相続人の死亡後3年以内に確定したものとされていますので、被相続人の死亡後3年経過後に支給が確定したものについては適用がありません。この場合には、相続税ではなく、その支給を受けた遺族の一時所得として所得税が課税されますので、源泉徴収は不要ですが、支給を受けた遺族の方については、所得税の確定申告が必要になります。

このように、死亡した者の遺族に支給される退職手当等は、その支給期が、被相続人の死亡の前であったか死亡の後であったかによって課税上の取扱いが違いますので注意しなければなりません。

これらをまとめますと、次のようになります。

退職手当等の内容	課税上の取扱い
生前退職金等	退職所得として課税
被相続人の死亡後3年以内に支給が確定した退職金等	被相続人の相続税（退職手当金）として課税
被相続人の死亡後3年経過後に支給が確定した退職金等	支給を受けた遺族の一時所得として課税

2 弔慰金の取扱い

また、従業員が死亡した場合に退職金の他に弔慰金が支払われる場合もありますが、この弔慰金については、その額が社会通念上相当な金額である限り所得税も相続税も課税されません。

弔慰金の金額が社会通念上相当かどうかの判断は、相続税の規定において、死亡した者の死亡原因に応じ、次の金額までは課税しないとされていますので、この金額をひとつの目安にすればよいでしょう。

なお、社会通念上相当と認められる金額を超える部分は、退職手当等として取り扱われます。

被相続人の死亡原因	非課税の範囲
被相続人の死亡が業務上の死亡であるとき	その被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の3年分に相当する金額
被相続人の死亡が業務上の死亡でないとき	その被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与の半年分に相当する金額

COLUMN

退職後に支給される給与等の源泉徴収

退職者に対して、退職後に支給期が到来する給与等を支払う場合や在職中の給与等の追加払をする場合は、それが、在職者に対して支払われるものと同性質のものであれば、退職手当等に該当せず、給与等に該当しますので、給与等として源泉徴収をします。

この場合には、給与所得者の扶養控除等申告書は、給与等の支払者のもとを退職したときにその効力を失うものとされていることから、原則として、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄により税額を求めることになっています。

ただし、その退職者が他の給与等の支払者に給与所得者の扶養控除等申告書を提出していないことが明らかなときは、甲欄により税額を求めてよいことになっています。

15

司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき

Q

司法書士や税理士、弁護士等に報酬を支払う場合の源泉徴収はどのように計算するのですか。

A

所得税と復興特別所得税を源泉徴収しますが、支払先によって取扱いが異なります。

1

報酬を支払うとき

会社が、司法書士や税理士、弁護士等のような一定の有資格者に報酬を支払う際には、その報酬に係る所得税と復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。また、その名義がたとえ謝金、取材費、車賃、記念品代、酒肴料等として支払われるものであっても報酬の性質を有するものであれば、源泉徴収の対象となる報酬に含めなければなりませんので、注意してください。この場合の源泉徴収する税額は、次の算式で求めた金額です（1円未満の端数があるときは切り捨てます）。

源泉徴収すべき所得税額及び復興特別所得税額＝源泉徴収対象支払金額等×合計税率（%）

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} \times 102.1\%$$

① 司法書士に対する報酬	司法書士に支払う報酬については、同一人に対し1回に支払われる金額から1万円を控除した残額に10.21%の税率を乗じた金額を源泉徴収します。この場合、司法書士を通じて支払った登録免許税や登記簿謄本の手数料等は、源泉徴収の対象から除外して計算をします。 また、控除する1万円は、1つの委託契約ごとに控除します。
② 税理士、弁護士に対する報酬	税理士等に支払う報酬については、支払金額に10.21%の税率を乗じた金額を源泉徴収します。ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分の金額については、20.42%の税率を乗じて計算します。
③ 経営コンサルタントに対する報酬	有資格者でない、いわゆる経営コンサルタント等と称する者（個人）に対して報酬を支払う場合には、企業診断員の業務に対する報酬として②と同様の源泉徴収をしなければなりません。

設例 1 報酬が税込金額の場合

111,370 円の報酬を支払う場合（所得税率 10 % の場合）

源泉徴収税額	$111,370 \text{ 円} \times 10 \% \times 102.1 \% = 11,370.877 \text{ 円} \text{ (1 円未満切捨て)}$ → 11,370 円
支 払 金 額	$111,370 \text{ 円} - 11,370 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円}$

設例 2 報酬が税引手取額の場合

100,000 円の税引手取額を支払う場合（所得税率 10 % の場合）

支払金額の計算	$100,000 \text{ 円} \div \{1 - (10 \% \times 102.1 \%)\}$ $= 111,370.9767 \text{ 円} \text{ (1 円未満切捨て)} \rightarrow 111,370 \text{ 円} \text{ (支払金額)}$
源泉徴収税額	$111,370 \text{ 円} \times 10 \% \times 102.1 \% = 11,370.877 \text{ 円} \text{ (1 円未満切捨て)}$ → 11,370 円

2

報酬額に消費税等の額が含まれている場合

報酬額に消費税等の額が含まれているときは、原則として、その消費税等の額を含めた金額を基に源泉徴収をしますが、司法書士や税理士等からの請求書等において、その報酬等の額と消費税等の額が明確に区分されている（消費税等の金額が記載されている）場合には、消費税等の額を控除した金額を基に源泉徴収をしても差し支えありません。

COLUMN

インボイス制度開始後の報酬等に対する源泉徴収

インボイス制度が開始された後の報酬・料金に対する源泉徴収は、次のとおりで、従来と変わることはありません。

① 従来の取扱い

原稿料や弁護士報酬などの源泉徴収の対象となる報酬・料金等の中に消費税及び地方消費税の額（消費税等の額）が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額が源泉徴収の対象となります。

ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの『請求書等』において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額とすることが認められます。

② インボイス制度開始後

インボイス制度開始後においても、上記①の『請求書等』とは、報酬・料金等の支払を受ける者が発行する請求書や納品書等であればよく、必ずしも適格請求書（インボイス）である必要はありません。①と同様に、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額とすることが認められます。

16

外国人労働者に給与を支給するとき

Q

当社では、このたび外国人の留学生をアルバイトとして採用することとしました。この場合の源泉徴収はどのようにしたらいいのですか。

A

留学生が税務上の居住者の場合は、一般的なアルバイトと同じ取扱いに、また、非居住者の場合には、原則、20.42 %の税率により源泉徴収します。

1

所得税法上の取扱い

所得税法では、給与等に対する所得税等の源泉徴収の方法は、その者が日本人のか又は外国人なのかではなく、居住者に該当するのか又は非居住者に該当するのかによって、取扱いが異なります。

つまり、その者が居住者の場合は、「給与所得の源泉徴収税額表」により源泉徴収を行い、年末調整や確定申告によって年税額を精算しますが、非居住者の場合は、国内源泉所得として、給与の場合一律 20.42 %の税率で源泉徴収を行い、その者の日本での課税関係は終了することとされています。

なお、非居住者等に対する支払を外貨によっている場合は、円に換算した上で源泉徴収を行います。換算は、支払期日における電信買相場（TTB）が原則とされていますが、その支払が著しく遅延していない場合は、現に支払った日における電信買相場でも問題ないとされています。

この場合の居住者とは、「日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続き 1 年以上居所を有する個人」をいい、非居住者とはそれ以外の個人をいいますが、住所や居所の有無の判定はなかなかむずかしいので、学術、技芸の習得のため国内に居住する者については、その習得のために居住する期間が 1 年以上である場合には、居住者と推定することとされています。

したがって、その留学生の就学期間等により、居住者か非居住者かを判定し、居住者に該当するのであれば一般のアルバイトと同様の方法により源泉徴収をし、非居住者に該当するのであれば、支給総額に対して一律 20.42 % の税率で源泉徴収を行うことになります。

なお、会社が非居住者等に対して、国外で国内源泉所得を支払う場合は、その会社が国内に住所もしくは居所または事務所等を有するときは、国内において国内源泉所得を支払うものとみなして、源泉徴収することになります。

2 順次税条約の取扱い

ただし、非居住者の学生などに対しては、租税条約により、免税（一定額までは免税）とされる場合がありますので、源泉徴収にあたっては、この租税条約の特例に注意しなければなりません。

また、この租税条約の内容は、その相手国によって異なりますので、その留学生がどこの国の居住者であるのか（又は入国前にどこの国の居住者であったのか）、わが国と租税条約を締結しているのかどうか、また、どんな内容の租税条約なのかを確認する必要があります。

例えば、中国との租税条約では、“専ら教育を受けるためにわが国に滞在する学生で、現に中国の居住者である者又はその滞在の直前に中国の居住者であった者が、その生計、教育等のために受け取る給付又は所得についてはわが国の租税を免除する”旨規定されていますので、中国人留学生に対するアルバイト給与については免税となり、所得税の源泉徴収は要しないこととなります（「租税条約に関する届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります）。

なお、ここでいう学生とは、学校教育法第 1 条に規定する学校の生徒をいい、日本語学校等の専門学校又は専修学校などの学生（就学生）は免税対象とされません。

3 非居住者に対する通勤費の取扱い

また、所得税法における通勤手当の非課税の規定は、給与所得者に適用されるものであり、その者が居住者であるか非居住者であるかを問いません。

したがって、通勤手当を支給する場合、それが非課税限度額（→**5** 参照）内であれば課税されることはありません。

・源泉徴収税額表の使い方・

▶給与に対する源泉徴収税額表の使い方

〈月額表〉

給与等の支給形態	扶養控除等申告書の提出の有無	適用欄
・月ごとに支払うもの ・半月ごと、10日ごとに支払うもの ・月の倍数ごとに支払うもの	有	甲欄
	無	乙欄

〈日額表〉

給与等の支給形態	扶養控除等申告書の提出の有無	適用欄
・毎日支払うもの ・週ごとに支払うもの ・日割りで支払うもの	有	甲欄
	無	乙欄
・日雇賃金	—	丙欄

注1 税額表の甲欄は、扶養親族等の数が0人から7人まで区分されていますので、該当する欄の金額を適用します。

注2 扶養親族等の数は、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族（令和8年分以後は源泉控除対象親族）との合計数です。

注3 給与等の受給者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合は、その該当する数を加え、その人の同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者や同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの1つに該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

注4 基準となる給与等は、社会保険料等を控除した後の金額です。

▶賞与に対する源泉徴収税額表の使い方

区分	適用する税額表	扶養控除等申告書の提出の有無	適用欄
① 前月中に賞与以外の給与の支払がある人に支払う賞与（③の賞与を除く）	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」	有	甲欄
		無	乙欄
② 前月中に賞与以外の給与の支払がない人に支払う賞与 ③ 前月中の給与の10倍を超える賞与	「給与所得の源泉徴収税額表」 (月額表)	有	甲欄
		無	乙欄

※本冊子の内容に関するお問い合わせは、下記の宛先までFAX等文書でお送りください。
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

令和7年度版 源泉所得税 実務のポイント

令和7年8月31日 発行

執筆 税理士 三輪 厚二

発行 公益財団法人 全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6

FAX 03(3357)6682

